

飛騨市スポーツ協会加盟団体規程

(目的)

第1条 この規定は、飛騨市スポーツ協会（以下「協会」という。）規約第6条の定めにより、協会への加盟に関し必要な事項を定める。

(加盟団体)

第2条 協会に加盟できる団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 飛騨市内を統括するスポーツ競技団体
- (2) 小中学校の体育運動の統括団体
- (3) 地域におけるスポーツ愛好団体
- (4) その他協会が認める団体

(加盟)

第3条 新たに協会に加盟しようとする団体は、下記の書類を会長へ提出し、理事会の議決を得なければならない。

- (1) 加盟申込書（様式-1）
- (2) 団体規約
- (3) 役員名簿
- (4) 当該年度事業計画及び歳入歳出予算書
- (5) 前年度事業概要書
- (6) その他必要と認められる書類

(理事及び団体の長の変更)

第4条 各団体が選任した理事及び団体の長に変更があった場合は、直ちにその旨を会長に届けなければならない。

(関係書類)

第5条 加盟団体は、毎年指定の期日までに、下記の書類を事務局に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画書、歳入歳出予算書、役員名簿
- (2) 前年度の事業報告書及び歳入歳出決算書
- (3) その他必要と認められる書類

(加盟金)

第6条 規約第9条の加盟金は下記のとおりとする。

(1) 競技団体 1団体につき年額 10,000円

(2) 飛騨市中学校体育連盟及び飛騨市スポーツ少年団は加盟金を免除する。

(協会退会)

第7条 協会を退会する団体は、退会届(様式-2)を会長に提出し、理事会の議決を得なければならない。尚既に納付済みの当該年度加盟金の返金請求はできないものとする。

附 則

この規定は、令和3年4月1日より施行する。